

平成20年第2回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議 案

平成20年7月31日

議 事 日 程

平成20年7月31日

午後1時30分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選第 1号 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選第 2号 副議長の選挙
- 第 7 認第 1号 平成19年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 2号 平成19年度東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 3号 平成19年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 4号 平成19年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 5号 平成19年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認第 6号 平成19年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議第19号 東濃西部広域行政事務組合議員その他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて
- 第14 議第20号 平成20年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

選第 1号

議長選挙について

本組合議長選挙を行うものとする。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合議会
臨時議長 土岐市議会議員 渡邊 隆

選第 2号

副議長選挙について

本組合副議長選挙を行うものとする。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合議会
議長

認第 1号

平成19年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成19年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 2号

平成19年度東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成19年度東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 3号

平成19年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成19年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 4号

平成19年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成19年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 5号

平成19年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成19年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 6号

平成19年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条
第3項の規定により、平成19年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

議第19号

東濃西部広域行政事務組合議員その他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合議員その他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

平成20年7月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合議員その他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合議員その他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条に規定する議員の議員報酬及び費用弁償並びに同法第292条において準用する同法第203条の2に規定する非常勤の特別職職員（以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（議員報酬及び非常勤特別職の報酬）」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬及び非常勤特別職の報酬」に改める。

第3条を次のように改める。

（重複支給の禁止）

第3条 常勤の職員が議員又は非常勤特別職を兼ねるときは、当該議員報酬又は非常勤特別職の報酬は支給しない。

第4条中「議員等」を「議員又は非常勤特別職」に改める。

第5条中「議員等に対する報酬及び」を「議員報酬及び非常勤特別職の報酬並びに」に改める。

別表中「報酬額」を「議員報酬及び非常勤特別職の報酬の額」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。